

令和7年度 中小企業向け融資制度等一覧表

(令和7年4月1日)

資金の種類			貸付対象者	資金使途	貸付限度額		貸付期間(据置期間)	貸付利率	保証料率	保証人・担保	申込先等	取扱金融機関
商工観光振興資金			中小企業者	設備資金 運転資金	設備 1億円以内 運転 5,000万円以内 (設備・運転併用の場合は1億円以内)		設備15年以内(2年以内) 運転10年以内(1年以内)	【変動金利(貸出時点上限付き)】貸付期間に応じ次のとおり 3年以内 年2.0%以内 3年超10年以内 年2.2%以内 10年超15年以内 年2.4%以内 ただし、融資実行後、融資実行金融機関の短期プライムレート変動後、その変動幅分、変動※ 1年以内の手形貸付の場合は、固定※ セーフティネット1号～4号及び6号の場合は、0.1%減じた率	年0.45～1.5% セーフティネット1号～4号・6号 年0.7% セーフティネット5号・7号・8号 年0.6% ※ 「いわて子育てにやさしい企業等」認証企業、いわて女性活躍認定企業及び「いわて働き方改革推進運動」参加企業並びに「消防団協力事業所表示制度」により総務省消防庁又は市町村から認定を受けた企業に対しては、年0.05%の割引き。	第三者保証人は不要、担保は取扱金融機関の所定の条件	取扱金融機関	普通銀行 信用金庫 商工組合中央金庫 信用組合
中小企業経営安定資金	一般対策	経営の安定に支障を生じている中小企業者	運転資金	8,000万円以内 (セーフティネット保証は別枠で8,000万円以内)	15年以内(3年以内)	15年以内(3年以内)	【固定金利】貸付期間に応じ次のとおり 3年以内 年2.2%以内 3年超10年以内 年2.4%以内 10年超15年以内 年2.6%以内 ※ セーフティネット1号～4号及び6号の場合は、0.1%減じた率	年0.45～1.5% セーフティネット1号～4号・6号 年0.7% セーフティネット5号・7号・8号 年0.6%	第三者保証人は不要、担保は取扱金融機関の所定の条件	商工会議所、商工会の認定後、取扱金融機関(緊急の場合は取扱金融機関)	普通銀行 信用金庫 商工組合中央金庫 信用組合 岩手県信用農業協同組合連合会 新岩手農業協同組合 花巻農業協同組合 大船渡市農業協同組合	
	原油高対策	原油価格の上昇の影響を受けている中小企業者										
	災害対策	県内において災害救助法の適用対象となった災害により影響を受けている中小企業者										
	経営改善サポート	中小企業再生支援協議会、岩手県産業復興相談センター等の支援を受けながら、事業再生を図る中小企業者	設備資金 運転資金	設備 8,000万円以内 運転 8,000万円以内 (他の対策資金併用の場合は合計 1億6,000万円以内)	15年以内(1年以内)	【変動金利(貸出時点上限付き)】貸付期間に応じ次のとおり 3年以内 年2.0%以内 3年超10年以内 年2.2%以内 10年超15年以内 年2.4%以内 ただし、融資実行後、融資実行金融機関の短期プライムレート変動後、その変動幅分、変動※ 1年以内の手形貸付の場合は、固定	年0.6% ただし、保証付きの既往借入金を借り換える場合は、年0.8%	取扱金融機関				
	経営力強化対策	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けながら、経営力強化に取り組む中小企業者		設備 8,000万円以内 運転 8,000万円以内 (設備・運転併用の場合は8,000万円以内) (セーフティネット保証は別枠で8,000万円以内)						設備7年以内(1年以内) 運転5年以内(1年以内) ただし、保証付きの既往借入金を借り換える場合は10年以内(1年以内)		【変動金利(貸出時点上限付き)】貸付期間に応じ次のとおり 3年以内 年2.0%以内 3年超10年以内 年2.2%以内 10年超15年以内 年2.4%以内 ただし、融資実行後、融資実行金融機関の短期プライムレート変動後、その変動幅分、変動※ 1年以内の手形貸付の場合は、固定
小口事業資金	普通小口	中小企業者	設備資金 運転資金	2,000万円以内	設備7年以内(1年以内) 運転5年以内(1年以内)	設備7年以内(1年以内) 運転5年以内(1年以内)	【固定金利】貸付期間に応じ次のとおり 3年以内 年2.2%以内 3年超7年以内 年2.4%以内	年0.45～1.5%	第三者保証人及び担保は不要	商工会議所、商工会(緊急の場合は取扱金融機関)	普通銀行 信用金庫 信用組合	
	小規模小口	従業員20人(商業・サービス業は5人(宿泊業、娯楽業は20人))以下の小規模企業者		2,000万円以内 ただし、保証付き融資残高との合計で2,000万円の範囲内の新規保証に限る。			【固定金利】貸付期間に応じ次のとおり 3年以内 年2.05%以内 3年超7年以内 年2.25%以内 ※ 一部市町村で補給を実施	年0.45～1.5% セーフティネット1号～8号 年0.7% ※ 商工会、商工会議所又は中小企業団体中央会から推薦がある場合は、0.05%を減じた率 ※ 一部市町村で補給を実施				
	特別小口	従業員20人(商業・サービス業は5人(NPO法人以外の宿泊業、娯楽業は20人))以下の小規模企業者 所得税、事業税等の完納者で保証債務残高のない小規模企業者		2,000万円以内			【固定金利】貸付期間に応じ次のとおり 3年以内 年2.1%以内 ※ NPO法人は年2.2%以内 3年超7年以内 年2.3%以内 ※ NPO法人は年2.4%以内	年0.7% ※ NPO法人は年0.6%	不要			
成長中小援企業資金	成長応援	雇用の増加、事業拡大、新分野への進出等に意欲的に取り組む中小企業者	設備資金 運転資金	5,000万円以内	10年以内(2年以内)	10年以内(2年以内)	【固定金利】貸付期間に応じ次のとおり 3年以内 年2.2%以内 3年超10年以内 年2.4%以内 ※ 県北・沿岸地域の事業者の場合は、0.1%減じた率 ※ セーフティネット1号～4号及び6号の場合は、0.1%減じた率	年0.45～1.5% セーフティネット1号～4号・6号 年0.7% セーフティネット5号・7号・8号 年0.6% 経営革新関連保証 年0.6%	第三者保証人は不要、担保は必要に応じて徴求	取扱金融機関	普通銀行 信用金庫 商工組合中央金庫 信用組合	
	事業承継	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条の規定により経済産業大臣から認定を受けた中小企業者の代表者個人		8,000万円以内			【固定金利】貸付期間に応じ次のとおり 3年以内 年2.2%以内 3年超10年以内 年2.4%以内 ※ セーフティネット1号～4号及び6号の場合は、0.1%減じた率					
い育わ成て資金 起業家	育成資金	資格、勤務経験等を生かし県内で新たに開業しようとする者(創業塾の修了生を含む)	設備資金 運転資金	設備 4,000万円以内 運転 2,000万円以内 (設備・運転併用の場合は4,000万円以内)	設備15年以内(2年以内) 運転10年以内(1年以内)	設備15年以内(2年以内) 運転10年以内(1年以内)	【固定金利】貸付期間に応じ次のとおり 3年以内 年2.2%以内 3年超10年以内 年2.4%以内 10年超15年以内 年2.6%以内	年0.45～1.5%	第三者保証人は不要、担保は取扱金融機関の所定の条件	(公財)いわて産業振興センター 商工会議所、商工会	普通銀行 信用金庫 商工組合中央金庫 信用組合 岩手県信用農業協同組合連合会 新岩手農業協同組合 花巻農業協同組合 大船渡市農業協同組合	
	創業資金	資格、勤務経験等はないが県内で新たに開業しようとする者 ① これから開業しようとする個人・法人 ② 開業5年未満の個人・法人		3,500万円以内			【固定金利】貸付期間に応じ次のとおり 3年以内 年2.1%以内 3年超10年以内 年2.3%以内	年0.7% ※スタートアップ創出促進保証適用時は0.2%上乗せ				第三者保証人及び担保は不要
	若者・女性創業支援資金	資格、勤務経験等はないが県内で新たに開業しようとする若者(39歳以下)または女性 ① これから開業しようとする個人・法人 ② 開業3年未満の個人・法人		1,000万円以内			設備10年以内(1年以内) 運転10年以内(1年以内) スタートアップ創出促進保証適用の場合は据置3年以内	【固定金利】 年1.5%以内 ※3年間分は県が全額補助します。 (要補助金申請)				

資金の種類	貸付対象者	資金使途	貸付限度額	貸付期間(据置期間)	貸付利率	保証料率	保証人・担保	申込先等	取扱金融機関
中小企業災害復旧資金	災害救助法の適用を受けた市町村区域(知事が特に認める災害を含む)において、事業所等が罹災した中小企業者	設備資金 運転資金	1,000万円以内	10年以内(3年以内)	【固定金利】貸付期間に応じ次のとおり 3年以内 年1.8%以内 3年超10年以内 年2.0%以内 ※ セーフティネット1号～4号及び6号の場合は、0.1%減じた率	年0.45～1.5% セーフティネット1号～4号・6号 年0.7% セーフティネット5号・7号・8号 年0.6% (県が保証料補給を行う)	第三者保証人は不要、担保は必要に応じて徴求	罹災証明書の交付を受けた後、取扱金融機関	普通銀行 信用金庫 商工組合中央金庫 信用組合
中小企業東日本大震災復興資金	東日本大震災復興緊急保証制度の要件を満たし、事業所等が罹災又は経営の安定に支障が生じている中小企業者(沿岸12市町村に事業所を有する中小企業者を除き、資金使途が限定されます。)	設備資金 運転資金	設備 8,000万円以内 運転 8,000万円以内 (設備・運転併用の場合は 8,000万円以内)	15年以内(3年以内)	【固定金利】貸付期間に応じ次のとおり 10年以内 年1.6%以内 10年超15年以内 年1.8%以内	年0.8%	第三者保証人は不要、担保は取扱金融機関の所定の条件	① 事業所等が罹災した方 罹災証明書の交付を受けた後、取扱金融機関 ② 経営に支障が生じている方 市町村の認定証明書の交付を受けた後、取扱金融機関	普通銀行 信用金庫 商工組合中央金庫 信用組合 岩手県信用農業協同組合連合会 新岩手農業協同組合 花巻農業協同組合 大船渡市農業協同組合
いわて事業承継促進資金	事業承継を行おうとする法人(令和2年1月1日以降に事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないものを含む)	設備資金 運転資金	8,000万円以内	10年以内(1年以内)	【固定金利】貸付期間に応じ次のとおり 3年以内 年2.0%以内 3年超10年以内 年2.2%以内	年0.45～1.5% 専門家の確認を受けた場合 年0% ※県が全額補助します。	保証人は不要、担保は取扱金融機関の所定の条件	与信取引のある取扱金融機関	
経営者保証非提供促進資金	法人である中小企業者であって、経営者保証の提供を希望せず、一定の要件(債務超過でない、2期連続で経常赤字でない等)に該当する方	設備資金 運転資金	8,000万円以内 (セーフティネット保証は別枠で8,000万円以内)	10年以内(1年以内)	【固定金利】貸付期間に応じ次のとおり 3年以内 年2.0%以内 3年超10年以内 年2.2%以内	年0.70～1.95% ※うち、経営者保証非提供に伴う上乘せ保証料は、0.25%又は0.45% ※～R8.3.31申込分については、国が0.10%を補助	不要	取扱金融機関	
企業立地促進資金	誘致企業及び県内企業で工場等を新設又は増設する者	設備資金	3億円以内(拠点工業団地5億円以内、知事の特認で10億円以内、特定区域における産業の活性化に関する条例第4条第1項の規定による指定を受けた特定区域内にあっては20億円以内)で所要資金の80%以内	15年以内(3年以内)	【固定金利】貸付期間に応じ次のとおり 10年以内 年1.8%以内 10年超15年以内 年2.0%以内	年0.45～1.5%	第三者保証人は不要、担保は取扱金融機関の所定の条件	県ものづくり自動車産業振興室を経由して取扱金融機関	岩手銀行 東北銀行 北日本銀行 七十七銀行 信用金庫 商工組合中央金庫
ひとにやさしいまちづくり推進資金	不特定多数の県民が利用する民間の公共的施設を設置・管理する方	設備資金	50万円から1,500万円以内	15年以内(1年以内)	【固定金利】貸付期間に応じ次のとおり 3年以内 年1.2%以内 3年超10年以内 年1.4%以内 10年超15年以内 年1.6%以内	年0.45～1.5%	第三者保証人は不要、担保は取扱金融機関の所定の条件	取扱金融機関	岩手銀行 東北銀行 北日本銀行 信用金庫
再生可能エネルギー発電施設等立地促進資金	① 県内に再生可能エネルギー設備を導入する中小企業者 ② 県内に省エネルギー設備を導入する「いわて地球環境にやさしい事業所」認定事業者	設備資金 運転資金	① 再生可能エネルギー設備導入事業資金 4億8,000万円以内【設備・運転】 (エネルギー対策保証によるものは2億円以内) ② 省エネルギー設備導入事業資金 5,000万円以内【設備】	設備15年以内(2年以内) 運転10年以内(1年以内)	【固定金利】貸付期間に応じ次のとおり 3年以内 年1.7%以内 3年超10年以内 年1.9%以内 10年超15年以内 年2.1%以内 ※セーフティネット1号～4号及び6号の場合は、0.1%減じた率	年0.45～1.7% セーフティネット1号～4号・6号 年0.8% セーフティネット5号・7号・8号 年0.7% エネルギー対策保証を適用する場合 無担保の場合 年1.05% 有担保の場合 年0.95%	第三者保証人は不要、担保は取扱金融機関の所定の条件	取扱金融機関	普通銀行 信用金庫 商工組合中央金庫

【お問い合わせ先】		
●商工労働観光部 経営支援課 金融担当	TEL 019-629-5541	
●商工労働観光部 ものづくり自動車産業振興室 企業立地推進担当	TEL 019-629-5562 (所管資金:企業立地促進資金)	
●保健福祉部 地域福祉課 生活福祉担当	TEL 019-629-5423 (所管資金:ひとにやさしいまちづくり推進資金)	
●環境生活部 環境生活企画室 グリーン社会推進担当	TEL 019-629-5271 (所管資金:再生可能エネルギー発電施設等立地促進資金)	

※ 貸付けを受けるには、取扱金融機関の融資審査及び岩手県信用保証協会の保証審査を経ることが必要となり、審査の結果ご希望に添えないこともございます。
※ 期中支援は岩手県信用保証協会が定める要件を基に各金融機関が行います。

【県単融資制度に関する情報】 岩手県商工労働観光部経営支援課HP(<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/sangyoushinkou/kinyuu/1009133.html>)